

おおいた冬の事故ゼロ運動！

令和6年12月11日から17日までの7日間

◎夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- ・夕暮れ時は事故が発生しやすい時間帯です。
- ・車は早めのヘッドライトの点灯を心掛けましょう！
- ・歩行者は反射材等を使用する等、明るい服装に心掛けましょう。



◎横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進

- ・ドライバーは横断歩道に歩行者がいる際は一時停止し、歩行者優先を守りましょう。
- ・歩行者は手を上げる等の意思表示を行い、安全に横断をしましょう。

◎自転車等の安全利用の促進

- ・自転車利用者は、ヘルメットを正しく着用し、自転車の交通ルールを守りましょう。

◎飲酒運転の根絶

- ・年末年始は飲酒の機会が増加し、飲酒運転による事故が増える時期です。



△飲酒運転は運転手本人だけでなく、

- ・飲酒運転の車に同乗した
- ・酒を飲んだ人に車両を提供した
- ・酒をその人に提供した

といった運転手以外の者も罪に問われます！

大分県から飲酒運転を根絶しましょう！！

杵築日出警察署だより

令和6年

12月号

発行

杵築日出警察署

☎ 0977-72-2131

オレオレ詐欺に注意！！

犯人は、「風邪を引いて声が変った」「携帯電話を替えて電話番号が変わった」等と偽り、息子であると信じ込ませてお金を要求してきます。

決して他人事ではありません！

大分県下では、令和6年1月1日から10月末時点で詐欺被害の

発生件数が **222件**

被害総額が約 **4億8,316万円** です！

特殊詐欺被害防止対策

対策①

金銭の要求があったら応じず相談

電話でお金の話が出たら1度電話を切りすぐに家族や警察に相談しましょう。

対策②

心当たりの無い電話やメール等には応じない

特殊詐欺で最も大切なことは「犯人と話をしない」ことです。その為に、知らない番号や+で始まる国際電話には出ないことが被害防止になります。



11月1日から道路交通法が改正されました！

自転車運転中の携帯電話の使用等（ながらスマホ）

自転車での飲酒運転（酒気帯び運転）

が新たに罰則の対象となりました。

☆自転車運転中の携帯電話の使用は事故の元です！！！！

☆また、飲酒運転は車、自転車に関係なく「発見の遅れ」「判断の遅れ」「操作の遅れ」が生じます。

自転車の乗車ルールを理解し、安全運転に努めましょう！